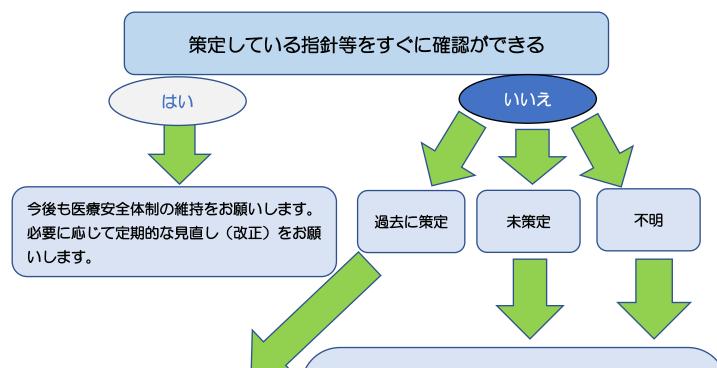
## 医療安全に関する指針等の策定等について

医療機関は医療安全に関する指針等の策定が義務付けられています。

(医療法第6条の12 規則第1条の11)

○策定している医療安全に関する指針等について、下記のご確認をお願いします。



必要に応じて、指針等の見直し(改正)を行い、医療安全体制の確立に 努めてください。

今後は、定期的な見直し(改正)をお願いします。

<策定していない場合>

ただちに指針等を策定してください。

策定については、大阪府 HP をご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/iryoanzen/index.html

## <不明の場合>

改めて指針等を策定するか、策定した指針等の所在を確認 し、必要に応じて見直し(改正)を行ってください。

策定された指針等に基づき、医療安全体制の確立に努めていただきますようお願いしま す。